

あるべき税制研究会（２９回）議事録

６月１５日、第２９回あるべき税制委員会が経団連会館で開催されました。今回は、森信から、「租税特別措置と租税歳出」と「納税者の観点に立った納税者番号導入論」について、報告し、議論を行いました。（資料別添）

「租税特別措置と租税歳出」の報告の概要は次の通りです。

先日東京で、アジアの税制当局者を集めたＩＭＦの租税政策会合が開催された。私もディスカサントの一人として招かれたが、メインテーマは、租税歳出（Tax Expenditures）であった。IMFの主要な問題意識は、租税特別措置は公平・中立・簡素という租税原則に反するものなので、政策手段として税制を用いることの正当性・有効性を常に検証する必要があるという立場に立ち、租税特別措置が既得権益化しないようにするにはどのような仕組みが必要かというものであった。租税歳出の効果の測定をいろんな方法で試算し、それを予算編成過程の中に位置づけることにより、歳出の効率化を図ろうという意図もある。そのためには、租税歳出の定義を明らかにするとともに、その経済効果、歳入に与える効果を、モデルを使って試算する手法とデータについての準備が必要という内容であった。

私が会議の場で述べたのは、次の３点である。

第１点目は、我が国も、租税特別措置の議論から租税歳出の議論へと変えていくべきだ、というものである。わが国では、予算審議にあたって、租税特別措置による減収見込額を、所得税・法人税、その他に分類してまとめたものを国会に提出している。これは、減収「見込額」であって、実際の減収額の公表はなされていない。先進国が作成・公表している租税支出レポートは、サンプル調査に基づく統計的手法や経済モデルを活用した精緻な試算を行っており、その経済効果の分析が主眼となっている。租税特別措置が、特定の政策目的と結び付いている以上、その政策効果を検証することは極めて重要なことである。

とりわけ最近では、租税と社会保障の関係が議論され、限られた財源のもとでの効率的な政策が必要となる中で、このような分析の重要性は極めて大きなものがある。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。